

全軟野連発第 74-1 号
令和 6 年 2 月 29 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小山吉男
技術委員長 元木三十志
(公印省略)

グラブの取り扱いの改訂について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、1月31日開催の令和6年第1回理事会にて、下記の通り取り扱いを改訂いたしましたので、通知いたします。

ご確認いただき、各支部内でのチームならびに審判員等の関係者への周知徹底をお願いいたします。

以上、何卒よろしく願いいたします。

記

■取り扱い改訂の理由について

以下、「**競技運営ならびに競技者等の安全面に支障がない**」と判断し、また、「**軟式野球の競技性**」から使用を認めることとする。

1. 投手用グラブの色制限に係る規制緩和について

公認野球規則「3.07 投手のグラブ」に以下の通り、規定されているが、本連盟では規制緩和を行うこととする。

● 公認野球規則 3.07 投手のグラブ

(a) 【注】アマチュア野球では、投手のグラブについては、縁取り、しめひも、縫い糸を除くグラブ本体（捕球面、背面、網）は1色でなければならない。

(b) 投手は、そのグラブの色と異なった色のものを、グラブにつけることはできない。

■改訂後の全軟連の取り扱い

・捕球面・背面・ウェブは2色まで可

ただし、白/グレー/PANTONEの色基準14番より薄い色の使用は禁止

・ハミダシ、紐、指かけ、柄模様についても競技運営ならびに競技者等の安全面に支障がないと判断し、当連盟では制限をしないこととする。

■添付資料

グラブの取り扱い一覧表（令和6年2月現在）

以上